

日本標準産業分類（中分類番号）表（詳細は[こちら](#)）より選択

企業の情報

就業規則を確認して記入

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿		平成 年 月 日						
事業主	①(フリガナ) 名称(法人の場合)	フリガナ)						
	又は 氏名(個人事業の場合)	表者氏名 (個人の場合)						
	③住所 [法人にあっては主たる事業所の所在地]	電話番号 ()						
事業の種類	④産業分類番号	事業の具体的内容	⑤労働者の有無 ☐ 有 ☐ 無					
定年制の状況	⑦定年	☐ イ 定年なし ☐ ロ 定年あり(定年年齢 歳)	イ 定年なしの場合は⑨⑩⑪⑭⑮は記入不要 職種によって異なる⇒最も低い年齢 自由に選択できる⇒最も高い年齢					
	⑧定年の改定予定等	☐ イ 改定予定あり(平成 年 月より) ☐ ロ 廃止予定あり(平成 年 月より) ☐ ハ 改定又は廃止を検討中 ☐ ニ 改定・廃止予定なし						
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用制度	☐ イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 ☐ (イ) 自社 ☐ (ロ) 親会社・子会社等(以下「子会社等」という) ☐ (ハ) 関連会社等 →b 対象 ☐ (イ) 希望者全員を対象(歳まで雇用) 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠 ☐ (a) 労使協定を締結して就業 (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を 対象者を限定する基 (歳まで雇用 定を締結して就業規則等に反映 ☐ (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)) 用により継続雇用を行う場合を含む)						
	⑩継続雇用制度の導入・改定予定	☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(平成 年 月より) →内容 ☐ (イ) 経過措置の基準の廃止 ☐ (ロ) 新規導入 ☐ (ハ) 上限年齢の引上げ ☐ (ニ) その他 ☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☐ ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし						
	⑪70歳以上(定年を除く)	1年以上継続して雇用される者(見込含)のうち、 1週間の所定労働時間が20時間以上の者						
⑫常用労働者数(うち女性)	総数	~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳~
⑬過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人(うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち女性 人)							
⑭過去1年間の定年到達者等の状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (e)	(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 継続雇用の終了による離職者数		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
⑮過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者)	(c) 継続雇用者数(当し引き続かれた者)					
	(人)	(人)	(人)					
高年齢者雇用推進者	役員	選任している場合は記入(選任は努力義務)						

H26.6.1~

H27.5.31

継続雇用制度がない場合は「0人」

継続雇用の対象者を限定する制度を導入している場合は、
H27.4.1~5.31 の間に基準が適用された61歳以上の人数を記入